

委 託 契 約 書

委託業務の番号、名称 第 2 5 - 4 1 3 4 0 - 0 0 6 0 号
機械設備（冷暖房設備）保全管理業務委託
委託業務の場所 会津若松合同庁舎
会津若松市追手町地内

委 託 料 の 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
委 託 の 期 間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日
契約保証金 免 除

上記の委託業務について、発注者 福島県 と、受注者 は、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第 1 条 受注者は、別冊設計図書及び仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限までに頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 設計図書及び仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従うものとする。

(着手届の提出)

第 2 条 受注者は、この契約締結後 7 日以内に業務に着手しなければならない。

2 受注者は、事業に着手した際は、遅滞なく着手届を提出しなければならない。

(業務工程表の提出)

第 3 条 受注者は、この契約締結後 14 日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第 4 条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に委託料の額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を発注者に納入しなければならない。

2 発注者が第 18 条の規定により、この契約を解除したとき、又は受注者の責めに帰すべき事由によりこの契約がその効力を失ったときは、前項の契約保証金は発注者に帰属するものとする。

第 4 条(B) 発注者は、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 229 条の規定により受注者が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、書面による発注者の承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書及び仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第7条 発注者は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員を置くことができる。

2 発注者は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を受注者に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約並びに設計図書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、必要な監督を行い、次条に規定する主任技術者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任技術者)

第8条 受注者は、委託業務の実施について、自己に代わって技術上の管理をつかさどる主任技術者をおき、当該主任技術者の氏名を書面で発注者に通知しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については発注者と受注者とが協議して定める。

(設計図書等の変更)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書及び仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期限若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第11条 受注者は、天災その他その責に帰することができない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞

なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。発注者は、その履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害負担)

第 12 条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(委託料の変更に代える設計図書の変更)

第 13 条 発注者は、第 6 条、第 9 条～第 12 条までの規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が同項の委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第 14 条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して完了報告書に成果品を添え提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の完了報告書を受理したときは、その日から起算して 10 日以内に提出された成果品について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合、発注者が必要があると認めるときは、受注者立会いのもとに現地調査をすることができる。
- 3 発注者は、前項の完了報告書を受理したときは、自己に代わって検査を行う検査職員を任命することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により検査職員を任命したときは、受注者に通知しなければならない。
- 5 第 2 項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- 6 受注者は、前項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第 2 項の規定を準用する。
- 7 発注者は、第 2 項又は第 6 項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果

品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。

(委託料の支払)

第 15 条 受注者は、前条第 2 項又は第 6 項の検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 16 条 発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合に関する修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による契約不適合を理由とした修補又は損害賠償の請求は、第 14 条の規定による引渡しを受けた日から 3 年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

3 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 17 条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期限内に委託業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、委託料の額に年 2.5 % の割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により第 15 条第 2 項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 % の割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 第 8 条に掲げる者を配置しなかったとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

- (5) 受注者から契約の解除の申出があったとき。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その他支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（前条第 6 号及び 7 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による解除）

第 18 条の 3 発注者は、この契約に関し受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第 1 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（賠償の予約）

第 18 条の 4 受注者は前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前条第 1 項第 1 号又は第 2 号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合

(2) 前条第 1 項第 3 号のうち、受注者に対して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

第 19 条 受注者は委託業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

（個人情報の保護）

第 20 条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第 21 条 この契約書に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 22 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 福島県会津若松市追手町 7 番 5 号
福 島 県
福島県会津若松建設事務所長

受 注 者

別記（その１）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１ 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２ 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２ 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３ 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４ 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第５ 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第６ 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第７ 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

２ 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第８ 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

２ 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄す

る場合は、当該個人情報that復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

- 3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

- 第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第14 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、

受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。